

8月のイベントカレンダー

日	曜日	内容	掲載面
1日	日		
2日	月		
3日	火	BCG予防接種	3面
4日	水		
5日	木		
6日	金	法律相談	3面
7日	土	乳がん検診、骨量検査	3面
8日	日・祝		
9日	月・休		
10日	火	ひったくり防止カバー無料取付キャンペーン	7月号
11日	水		
12日	木		
13日	金		
14日	土		
15日	日		
16日	月		
17日	火	法律相談	3面
18日	水		
19日	木	行政相談 移動図書館巡回日 (南津守小学校)	3面 4面
20日	金	不動産相談	3面
21日	土		
22日	日	日曜開庁 ※マイナンバーに関する手続きはできません けん玉教室 (子ども・子育てプラザ)	1面 4面
23日	月		
24日	火		
25日	水	コンシェルジュ相談会 (子ども・子育てプラザ)	4面
26日	木	大腸がん検診、肺がん検診 特定健康診査、歯科相談	3面
27日	金	スマートフォン講座	3面
28日	土		
29日	日		
30日	月		
31日	火	乳がん検診、骨量検査	3面

区長の部屋 明るい未来につなぐ持続可能なまちづくり SDGs

前回の区長時代、未利用空地にひまわり迷路を作って、子どもたちや地域のみなさんに大いに喜んでいただきました。

今回は、郷里の徳島から持参した藍を、「種から育てる地域の花づくり事業」ボランティアのみなさんが立派に育ててくださいました。照り付ける夏の陽ざしの下、すくすくと天に向かって伸びるひまわりは、西成の子どもたちのように元気いっぱいです。藍もまた地域のみなさまのように、しっかりと根を張っています。藍がよく茂ったら、葉を使つての藍染に挑戦してみたいです。



西成区はさまざまな課題を抱えていますが、その解決に向けて丁寧に、そして大胆に取り組み、子どもたちが健やかに育つ明るい未来につなげるまちづくりをしていきたいと思っています。

いま、世界中でSDGs「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」(エスディーゼーズ)の実現に向けた新しい取組が行われています。SDGsのGs(Goals)は「目標」です。区民のみなさま、そして西成の未来を担う子どもたちはどんな西成の到達目標を描くでしょうか。

先日、ワクチン接種に休日出勤で取り組む職員へのお褒めのメッセージを頂戴しました。お褒めは職員へ、お叱り・苦情は区長へ。3営業日以内の返信をめざしています。

→nishinarikucho@gmail.com

西成区長 **とよなが まさひろ**
臣永 正廣

我が町川柳

「にしなり我が町11月号」に掲載する川柳の作品を募集します。テーマは「いい夫婦の日」です。掲載作品は、広報紙の編集委員会にて選出します。

対象 区内在住・在勤の方

応募方法 ①郵便番号②住所(区内在勤の方は、勤務先住所・会社名も併せてご記入ください)
③氏名(よみがな)④電話番号をご記入の上、ハガキ・FAXまたは直接区役所7階72番窓口まで。

締切 8月27日(金)

- 自作で未発表のもの。作品は返還しません。一人一点に限ります。
- 採用された作品の著作権は西成区役所に帰属します。

申込先 総務課 7階72番窓口
問合せ 〒557-8501 岸里1-5-20
総務課「我が町川柳」あて
☎6659-9683 ☎6659-2245

テーマ 花火 (編集委員会選・敬称略)

打ち上げる 花火に願い コロナ消す
岸里 平野 正治
コロナ禍の 花火見物 リモートで
潮路 社藤 五十鈴

隔月で人権コラムを掲載します。今回のテーマは「インターネットと人権」です

人権コラム

「インターネットの向こう側とこちら側」



子供とネットを考える会 代表 山口あゆみ

インターネットは、私たちの知りたい・伝えたいという欲求を即座に満たしてくれるとても便利な道具です。その用途は情報の検索や発信、学習やゲームなど多岐にわたり、幅広い年代が自分の目的に応じて活用しています。すべてが楽しいと感じるものであればよいのですが、残念なことに、攻撃的な情報を受け取れば辛く感じますし、自分が発信した情報が攻撃的であれば誰かを辛い気持ちにさせてしまいます。

■インターネットの向こう側

警察庁の調査によると、令和2年にSNSに起因する犯罪の被害を受けた18歳未満の子どもは1,819人にのぼり、その93.5%が携帯電話やスマートフォンからのアクセスによるものです。インターネットを利用するための道具としては、スマートフォンやタブレット、パソコン、ゲーム機などがあります。手のひらサイズの小さな機械の向こう側に、世界人口の半数以上のインターネット利用者があることをイメージするのはとても難しいことです。

正確な世界のインターネット利用者数を知るよりも、「送信」や「投稿」する内容を紙に書き、それを自分の背中に貼って外出したり、家の玄関に貼ったりできるかを考えるほうが、発信する情報が誰かに見られることをイメージしやすいかもしれません。

漠然と「インターネットの向こう側」と言われるよりも、「同じ道を歩く誰か」や「すれ違う誰か」や「近所の誰か」といった肉付けをすることで、「インターネットの向こう側」をより身近な自分事として考えやすくなります。また、「送信」や「投稿」する内容は、「インターネットの向こう側」の誰かを傷つけることの無いように配慮することが大切です。

■インターネットのこちら側

一方、自分自身が情報を受け止める側になった時には、私たちは何に注意すればよいのでしょうか。多くの人々が利用するインターネットは誰でも情報を発信することができる半面、情報の内容は玉石混交で正しいものも誤ったものもあるため、一次情報を確認するといった手間をかけることが大切です。

というのも、たとえば行方不明者情報を目にした場合にはストーカーがターゲットを探すために流したものの可能性もあるからです。この場合は警察のサイトなど公式な情報を確認することも必要です。さらに、冒頭に挙げたように攻撃的な情報を受け取った場合には、自分の中だけに抱え込まず、

- 1 信頼できる誰かや公的な相談窓口にご相談する ※1
 - 2 削除依頼や通報の仕組みを利用する ※2
 - 3 ミュートやブロックをする(見えないようにする)
- といった対応を行いましょう。

個々の人間は、その多様な存在のまま尊重されなければなりません。人としての尊厳を守るために、相談したり通報したりすることは自分自身の人権を脅かす悪意に対抗する盾や防具とも言えます。

インターネットの向こう側とこちら側を意識しながら、他者の人権を侵さず自分自身の人権が脅かされることのないように、便利な道具として活用したいものですね。

問合せ 市民協働課 7階73番窓口 ☎6659-9734



※1 法務省 インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内



※2 誹謗中傷ホットライン(SIA)

8月にしなりのジャガピーパーク

●もと津守小学校・幼稚園

●出張開催(丸数字)(もと今宮小学校)

詳細は、にしなりジャガピーパークのホームページなどでお知らせします。

問合せ 保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎6659-9824

日	月	火	水	木	金	土
1			4			
8	9					
		24		19		
29						21
						28

